

転居 に関連する主な手続

支所 マークのあるものは、各支所でも受付しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続を御自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	担当課 【受付窓口】
マイナンバー マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの住所変更 ※本人以外のカードについては、当日手続ができなこともあります。窓口で御確認ください。	(お持ちのカード) ・マイナンバーカード・住民基本台帳カード ※暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。暗証番号を忘れた場合は、暗証番号の再設定をしますが、カード以外の本人確認書類が1点必要です。「署名用電子証明書」の再設定には、暗証番号(英数字6~16桁)の入力が必要です。		市民課 【総合庁舎1階】 支所
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	受付窓口で御確認ください		市民課 【総合庁舎2階】
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります。手続は不要です。		
保険年金 国民健康保険に加入している方	新住所の国民健康保険被保険者証の交付 ※市民課では転居届と同時のみ受付	旧住所の国民健康保険被保険者証		市民課 【総合庁舎1階】 支所
	→各種認定証等をお持ちの方 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証	新住所の認定証等の交付	旧住所の認定証等	※保険料、その他内容については国民健康保険課
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新住所の後期高齢者医療被保険者証の交付(後日郵送)	新住所の証が届いたら、旧住所の証を返却してください	支所
	→各種認定証等をお持ちの方 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	新住所の認定証等の交付(後日郵送)	新住所の証が届いたら、旧住所の証を返却してください	国民健康保険課 【総合庁舎2階】
	年金を受給中の方	住所変更 ※マイナンバーが収録されている方は原則不要	各関係機関へ御確認ください ・国民年金・厚生年金の方は年金事務所へ ・共済年金の方は共済組合へ ・農業者年金の方は農協へ	旭川年金事務所 お客様相談室 25-5606
高齢 介護保険被保険者証等をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証等の住所変更 ※市民課では転居届と同時のみ受付	介護保険被保険者証(お持ちの方のみ) 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証		介護保険課 【総合庁舎2階】 (市民課) 支所
	福祉 障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	
自立支援医療受給者証(更生医療、精神通院医療) 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方		受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証 障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 【総合庁舎1階】
特別児童扶養手当を受給している方		住所変更	特別児童扶養手当証書	障害福祉課 【総合庁舎1階】 支所
重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続が必要になる場合があります		受給者証の住所変更	重度心身障害者医療費受給者証	国民健康保険課 【総合庁舎2階】 支所
特定疾患医療受給者証 特定医療費(指定難病)受給者証 をお持ちの方		受給者証の住所変更	・特定疾患医療受給者証 または 特定医療費(指定難病)受給者証 ・住民票等	保健予防課 【総合庁舎4階】
子ども 小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方		転校手続(学校指定通知書の交付) ※市民課では転居届と同時のみ受付 ※新入学時は学務課のみ、 附属小・中は直接学校へ	前の学校で発行された在学証明書 ※上記の書類と学校指定通知書を 学校へ提出	
	児童手当を受給している方	手続は必要ありません	公務員世帯の方は、勤務先へ 御確認ください	支所
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立		
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続が必要になる場合があります	受給者証の住所変更	子ども医療費受給者証 被保険者証(子)	子育て助成課 【総合庁舎3階】
	保育所等に入所しているお子さんがいる方	住所変更 ※保育所等で手続	保育所等に用紙があります	こども育成課 【総合庁舎3階】
	放課後児童クラブに入所しているお子さんがいる方	住所変更、入会要件の確認 ※放課後児童クラブで手続・用紙配布		
	ひとり親家庭等に該当している方 ・児童扶養手当を受給している方 ・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続が必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 受給者証の住所変更	児童扶養手当証書 ひとり親家庭等医療費受給者証 被保険者証(受給者全員分)	支所 子育て助成課 【総合庁舎3階】
	医療費助成(養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病)を受けている方	各受給者証の住所変更	受給者証	子育て助成課【総合庁舎3階】

水道	上下水道を使用する方, または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	お電話またはインターネットで 手続きできます	水道局お客様センター 24-3163
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	入居者が増減する場合, 届出が必要 です 担当課に御確認ください	市営住宅課 【総合庁舎5階】
	ごみの出し方の御案内	家庭ごみ分別収集カレンダー の受取	お住まいの地域により, 収集日が異なります	クリーンセンター 支所 36-2213 廃棄物政策課 【総合庁舎5階】
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申込み	日にちに余裕を持って, お申し込みください	クリーンセンター 粗大ごみ受付専用 36-5300
	犬を飼っている方	犬の住所変更	お電話で手続きできます	動物愛護センター 25-5271

● 各支所のご案内 ●

神居支所 (神居2条9丁目 61-2311) 江丹別支所 (江丹別町中央 73-2001) 永山支所 (永山3条19丁目 48-1111) 神楽支所 (神楽3条6丁目 61-6191)
東旭川支所 (東旭川北1条6丁目 36-1111) 西神楽支所 (西神楽南2条3丁目 75-3111) 東鷹栖支所 (東鷹栖4条3丁目 57-2111)

旭川市役所

〒070-8525
旭川市7条通9丁目48番地



市役所代表電話

0166-26-1111



担当課名と手続きの内容をお
伝えください。担当課に
お繋ぎいたします

開庁時間 午前 **8時45分** ~ 午後 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日, 年末年始の開庁日はお休みです)

支所でも受付できる手続きがあります。内側の表で御確認ください。

※市民課窓口の開設時間を延長
しています(毎週木曜日午後7
時まで)。
取扱業務は御確認ください。

旭川市ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

手続きチェックシート 転居

旭川市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から **14日以内**に届け出てください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は**新住所**がわかるもの (契約書等)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・お持ちの方は「**住民基本台帳カード (顔写真付きのみ)**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

忘れずにお持ちください

本人確認書類

※有効期限内の原本

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きの証明書＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・住民基本台帳カード (顔写真付き)
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証, 許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・被保険者証 ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳, 年金証書
- ・医療費受給者証
- ・社員証, 学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか, 手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は, 手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) を御提示いただきます。



関連する主な手続きは内側にあります
必要な書類がそろわない手続きは,
後日あらためて御来庁いただく場合があります。